

## 地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について

令和 5 年 3 月 30 日  
地方公共団体への公金納付  
のデジタル化の検討に係る  
関係府省庁連絡会議決定

「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、デジタル庁及び総務省並びに地方公共団体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁においては、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、以下の措置について、地方公共団体のほか、住民・民間事業者等のユーザーとなる関係者の意見を聞きながら、所要の取組を推進していくこととする。

また、地方公共団体に対する公金納付の方法としては、現行においても、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 等の規定に基づく指定納付受託者制度により、クレジットカードやスマートフォンアプリ等のデジタル納付が可能となっているので、住民の利便性向上の観点から、地方公共団体に対するあらゆる公金納付の場面において住民がデジタル納付を活用していただくことができるように、地方公共団体に対してその導入を一層促していくこととする。

### 1. 地方公共団体が公金納付に eLTAX を活用できるようにするための取組

地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）が収入する公金（地方税以外の公金をいう。以下同じ。）については、地方公共団体の判断により、eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用する方法で地方税共同機構にその収納の事務を行わせることができるものとし、住民・民間事業者等のニーズを踏まえた様々な公金納付の場面においてこの方法を活用することができる環境整備を図るものとする。このため、以下の関係法令について所要の措置を行う方向で検討を進める。

なお、eLTAX を活用した公金収納については、住民・事業者の公金納付の煩雑さを生じさせないため、令和 5 年 4 月から地方税の収納について導入される「地方税統一 QR コード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

#### (1) 地方自治法

地方公共団体が、その判断により公金収納を地方税共同機構に行わせることができるようにするため、地方自治法について規定の整備を行う。

#### (2) 地方税法

地方税共同機構がその業務として公金収納を行うことができるようにするため、地方税法(昭和25年法律第226号)について規定の整備を行う。

### (3) その他の関係法令

国の法令により公金の収納方法等が定められている規定であって、(1)により地方公共団体が公金収納を地方税共同機構に行わせることの妨げとなるものについては、既に収納システムを構築していること等により、eLTAXを活用する方法で公金収納をすることが非効率・非合理である公金に係るものを除き、eLTAXを活用する方法で公金収納をすることができるようにするため、所要の措置を講じる方向で検討を進める。

具体的には、地方公共団体の公金の収入に係る法令を所管する府省庁を対象として実施した「地方公共団体が徴収又は収納することとされている公金について定めている法令等に係る調査」(令和4年11月18日)の結果を踏まえ、公金の収納方法等を政令若しくは府省令又は条例等に包括的に委任している規定等について所要の規定の整備を行うこと等を検討する。

## 2. 公金納付者がいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用して納付を行うことができるようにするための取組

「規制改革推進に関する中間答申」(令和4年12月22日規制改革推進会議決定)において、「公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、公金納付者がいずれの地方公共団体に対しても「地方公共団体共通の仕組み」によりオンラインで納付することができるよう、地方公共団体における当該仕組みの活用を促すことについて関係府省庁と協力して検討し、結論を得る」とされていることを踏まえ、デジタル庁及び総務省は、関係府省庁と協議の上で、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みにより eLTAX を活用できるようにすることについて検討を行う。

## 3. 地方公共団体による公金納付への eLTAX の活用を促進するための取組

デジタル庁及び総務省は、地方公共団体による公金納付への eLTAX の活用を促進するために必要な取組を行う。

また、国の法令等に基づく制度に係る公金については、当該制度を所管する関係府省庁において、地方公共団体による公金納付への eLTAX の活用を促進するために必要な取組を行うものとし、デジタル庁及び総務省は、当該関係府省庁の取組に対して必要な助言・支援を行う。

## 4. その他の必要な検討事項

上記1から3までに基づく取組のほか、地方税共同機構における eLTAX のシステム改修や公金収納を行うための体制整備等の公金収納の実施に向けた準備や、地方公共団体による公金納付への eLTAX の活用を促進するための環境整備等、所要の取組については、デジタル庁及び総務省を中心に、関係府省庁や地方税共同機構等の関係機関、地方公共団体、経済関係団体等のそれぞれの役割に基づき連携・協力を図って検討を行う。

## 5. 今後の取組のスケジュール

本方針に基づく所要の取組については、地方公共団体等の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進めるものとし、令和5年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。併せて、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意して、遅くともeLTAXの次期更改時期とされた令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。

なお、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、各地方公共団体において公金システムの改修を行う必要があることを踏まえて、開始時期を検討することとする。

**【参考】 地方税法における特定徴収金の収納事務に係る地方団体と地方税共同機構の関係等**

- 地方税共同機構（以下「機構」という。）は、以下の規定により地方税の収納を行っている。

**○地方税法（昭和25年法律第226号）** [令和5年4月1日時点]

（特定徴収金の収納の特例）

第七百四十七条の六 地方団体は、特定徴収金の収納の事務については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

2 前項の「特定徴収金」とは、地方税に係る地方団体の徴収金のうち、納税義務者又は特別徴収義務者が総務省令で定める方法 [※eLTAX 経由で納付を行う方法] により納付し、又は納入するものをいう。

- 第747条の6第2項の規定により、地方税統一QRコードの活用等を通じてeLTAX経由で納付された地方税は「特定徴収金」と位置づけられ、同条第1項により、当該「特定徴収金」の収納の事務については機構に行わせることとなる。

このため、eLTAX経由で収納する地方税については、地方団体と機構との間で個別の委託契約等を行うことなく、機構に収納の事務を行わせることが可能となっている。